

愛知県院内感染地域支援ネットワーク事業

令和7年度愛知県院内感染ネットワーク  
報告書

～相談事例・参考資料～

公益社団法人 愛知県看護協会



# 目 次

- 1 令和7年度院内感染等に関する相談事例
  - (1) 透析プライミング時の手袋装着および透析穿刺時の介助者のPPE着用の必要性について
- 2 院内感染等に関する支援
- 3 院内感染に関する相談体制
  - (1) 院内感染ネットワーク委員会規約
  - (2) 院内感染に関する相談パンフレット・相談票
- 4 院内感染対策の参考となるホームページの紹介

# 令和7年度院内感染等に関する相談事例（1事例）

相談事例:透析プライミング時の手袋装着および透析穿刺時の介助者のPPE着用の必要性について

## （相談内容）

1. 透析のプライミングを行うときに、ガイドラインでは手袋を装着することが記載されているが、手袋をつけてプライミングをすることが清潔なのか、手指衛生を実施すればそのままプライミングが可能ではないかと考えています。
2. 透析の開始の時に穿刺側はPPEを着用している。もう一人の介助者は患者のシャント肢を手で駆血し、その後インジェクションを貼用したり、回路接続をサポートする。介助者のPPEはどの程度必要か？汚染の恐れがないと判断すればPPEの着用は必要ないか？

\*今回、参考のガイドラインは日本透析医会公表の「透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン（六訂版）」であると思われる。このガイドラインでは、維持透析施設という特殊な医療環境（血液外回路、穿刺・返血、複数患者同時処置、機器・ベッド共有など）において、一般医療施設の「標準予防策」に加えて、透析特有のリスクを踏まえた対策が明記されている。さらに、透析患者は免疫抑制状態に有ること、透析室は「血液を大量に扱う環境」でHBV/HCV/HIVの感染リスクが常にあることから、感染対策は標準予防策を基本として手指衛生、個人用防護具の適正使用、器材の清潔保持、血液・体液曝露防止を徹底することとされている。以上をふまえて、相談内容について回答していく。

## 相談内容1：回答

「透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン（六訂版）」では

### 【第1章標準的透析操作】

#### 1. 血液透析の準備

##### 1) ダイアライザ・血液回路を透析装置へ装着する。

・直前に手指衛生を行うことを推奨する（Level 1 A）と記載されている。

その解説では、「ダイアライザや血液回路の装着前には手指衛生を行い、未使用のディスポーザブル手袋を着用する。」と明記されている。これは、標準予防策の手指衛生の基本原則として実施することが推奨されており、アルコールによる手指消毒（20-30秒）を行うことで、手指に一時的に付着した一過性菌や表皮ブドウ球菌などの表在菌を99～99.9%除去でき、深部常在菌は減少することができる。

また、透析回路（血液回路・ダイアライザ）は「無菌製品としての取り扱い」が原則と明記され、「清潔操作」と「無菌性維持」が極めて重視されている。このため、二次汚染（手指・環境からの微生物混入）を防止するためには手指消毒に加えて未使用の未滅菌ディスポーザブル手袋の着用が必要となる。プライミングを実施する場合に、担当者を決めて集中してプライミングを行う場合は手袋の破損がなければ、交換の必要はない。しかし、作業を途中で中断又は手袋の破損があった場

合には再度の手指衛生と手袋の交換が必要となる。

透析プライミングは、WHO「手指衛生5つのタイミング」の清潔・無菌操作の前に該当する工程であり、血液回路は患者の血液へ直接つながる無菌領域に該当するため、回路汚染から血液へ病原微生物が直接混入することで血流感染のリスクが高まる。この血流感染リスクを低減するためには、カテーテル関連血流感染予防の標準となっている「血管内に直接つながるルートを扱う前には手指衛生・清潔手袋(未使用未滅菌手袋)装着」の実践が必要となる。

## 相談内容2：回答

「透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン(六訂版)」では

### 【第1章標準的透析操作】

#### 5. 穿刺針と血液回路の接続

1) 患者側と装置側それぞれ1人ずつ担当し共同で行うことを提案する。

(Level 2 C)

2) 事前に手指消毒を行う。

・ディスポーザブルの非透水性ガウンまたはプラスチックエプロン、サージカルマスク、ゴーグルあるいはフェイスシールド、未使用のディスポーザブル手袋を着用することを推奨する。(Level 1 A) と記載されている。

透析穿刺時は血液曝露リスクが高い処置であり、・患者の動き・血管穿刺部からの出血・ルート接続時の血液付着が生じやすいとされている。このため、血液曝露が想定されることを考慮して穿刺に関わる2名のスタッフ共にPPEの着用が必要となる。

標準予防策の考え方は、すべての患者の血液・体液・分泌物・排泄物は感染性があるものとして扱い、医療者と患者双方を感染から守るための基本原則となる。前述の血液曝露リスクの低減(職員の針刺し損傷・粘膜曝露を含む)に加え、スタッフの手指・衣服を介した患者間交差感染(HBV/HCV/HIVなど血液媒介感染)の防止、透析回路・穿刺部の清潔維持(飛沫曝露防止・手指からの病原微生物の付着防止)が標準予防策の目的となる。その方策の一つとして、手指衛生に次いで、个人防护具(PPE)の適切な使用が挙げられ、穿刺時に関わる2名のスタッフが共に実践することがのぞましいと考える。

## <参考文献>

1. 日本透析医会. 透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン(六訂版), 2021.
2. CDC:Guideline for Isolation Precautions: Preventing Transmission of Infectious Agents in Healthcare Settings 2007.
3. WHO:Healthcare-associated Infection: Hand Hygiene Guidelines. 2009.

## 2 院内感染等に関する支援

### ○ 技術的支援

当委員会では、医療機関からの要請に対して、院内感染対策の立案や現在行なっている院内感染対策の評価に関する次の支援を行っております。

- ・院内感染対策委員会への参加
- ・病棟ラウンドへの参加

要請内容に基づき当委員会の委員を紹介しますので、医療機関が当委員会へ直接依頼（文書等）してください。

なお、旅費その他支援に係る費用は、医療機関が負担してください。

### 【参考】過去の支援事例一覧

- 令和6年度 2件 ・院内の適切な感染対策について訪問指導  
・NDM型カルバペネマーゼ産生腸内細菌目細菌（CPE）アウトブレイク対応後の訪問指導
- 令和2年度 3件 新型コロナウイルス感染症の院内感染発生（予防）に係る訪問指導
- 令和元年度 1件 常滑市民病院の特定感染症病床運営支援
- 平成30年度 1件 常滑市民病院の特定感染症病床運営支援
- 平成29年度 2件 ・CREアウトブレイクに際し、菌株の解析ならびに助言等の実施  
・常滑市民病院の特定感染症病床運営支援。
- 平成28年度 2件 ・CREアウトブレイクに際し、菌株の解析ならびに助言等の実施。  
・常滑市民病院の特定感染症病床運営支援。
- 平成27年度 2件 ・常滑市民病院の特定感染症病床開設に向けての指導及び助言。  
・常滑市民病院感染症科に対する指導。
- 平成24年度 1件 HCU入院患者のバンコマイシン耐性腸球菌（疑）について、菌株の同定・遺伝子分析、院内感染対策委員会にて助言等の支援実施。
- 平成23年度 1件 多剤耐性アシネトバクターについて、書類上の審査と病棟ラウンドへの参加、感染対策の職員教育への助言等の支援を継続実施。
- 平成22年度 1件 多剤耐性アシネトバクターについて、書類上の審査と病棟ラウンドへの参加、感染対策の職員教育への助言等の支援実施。
- 平成21年度 1件 VREアウトブレイクに際し、病棟ラウンドへ参加し、助言等の支援を継続実施。
- 平成20年度 1件 VREアウトブレイクに際し、病棟ラウンドへ参加し、助言等の支援実施。

### 3 院内感染に関する相談体制

#### (1) 院内感染ネットワーク委員会規約

##### (目的)

第1条 県内の医療機関が院内感染対策を実施するにあたって、助言や技術支援を受けることのできる相談体制を整備し、地域の院内感染対策の向上に寄与するため、専門家等で構成する院内感染ネットワーク委員会（以下「委員会」という）を設置する。

##### (業務)

第2条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 医療機関からの院内感染の相談体制に関すること
- (2) 相談事例の分析及び情報提供に関すること
- (3) 医療機関への支援に関すること
- (4) その他院内感染対策に関する事項に関すること

##### (委員)

第3条 委員会は、院内感染対策に知識のある医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等で構成し、委員は、医療機関からの院内感染対策に関する相談に対応する。

##### (委員長)

第4条 委員会の委員長は委員の互選によって定める。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、おおむね年2回開催するものとする。

- 2 会議の議長は委員長とする。

##### (意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に委員会への参加を求め、意見を聴取することができる。

##### (個人情報保護)

第7条 委員会の運営・活動に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

##### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、公益社団法人愛知県看護協会内に置く。

##### (雑則)

第9条 この規約の改正は、会議出席者の過半数の賛成を必要とする。

- 2 この規約に定めるもののほか、委員会の運営・活動に関して必要な事項は、委員会の承認を得て別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成20年10月15日から施行する。

この規約は、平成22年3月11日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

## (2) 院内感染に関する相談パンフレット・相談票

愛知県委託院内感染地域支援ネットワーク事業

# 院内感染に関する相談窓口

県内の医療施設等が行う、院内感染防止策の立案や評価について、大学や医療機関の専門家から助言を受けることができます。



## 対応する相談の内容

- 院内感染対策の立案に関すること
- 現在行っている院内感染対策の評価に関すること
- 院内感染についての質問（疑問）

## 相談方法

専用の「院内感染相談票」を愛知県看護協会にFAXまたはメールで送信する。  
(様式は裏面、または下記からダウンロードしてください)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/0000069197.html>

### 【送信先】

FAX:052-908-8353

メール:kansen@aichi-kangokyokai.or.jp

## 注意事項

- ・県内の医療施設等（医療従事者）からの相談のみを受け付けています。
- ・相談事例は、院内感染防止対策推進のため、愛知県看護協会ホームページに掲載し情報提供いたしますのでご了承ください。なお、医療機関名、個人に関する情報等は特定できないよう配慮いたします。
- ・相談にあたっては、所属長や院内の感染対策チーム(ICT)等の了承を得てください
- ・回答には、10日前後（場合によってはそれ以上）の時間を要しますので、ご承知おきください。
- ・アウトブレイクの発生（疑い）事例については、保健所にも相談してください。

**回答事例を活用してください！！**

過去の回答事例を愛知県看護協会ホームページに掲載しています。  
ぜひ参考にご覧ください。

<http://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/145/>



公益社団法人 愛知県看護協会 協力：愛知県医師会

(2) 院内感染相談票・回答書

送付先 FAX 052-908-8353 (愛知県看護協会) 又は  
052-241-4130 (愛知県医師会)

院内感染相談票

年 月 日

院内感染ネットワーク委員会 御中

医療機関名  
所在地  
電 話  
F A X

所属長又は  
ICT等責任者

相談者氏名

以下の事項について、ご教示ください。

相談事項 (別紙可)

送付枚数 (本票のみ・本票を含み 枚)

回答はFAXで送らせていただきますので、**FAX番号を忘れず**にご記入ください。

- ・ 県内の医療関係者からの相談のみを受け付けています。
- ・ 施設として情報を共有していただくため、相談について、所属長やICT等の了承を得てください。
- ・ 回答はFAXで送らせていただきますが、10日前後(場合によってはそれ以上)かかることがありますのでご了承ください。
- ・ 相談事例につきましては、院内感染防止対策推進のため、ホームページ等に掲載し情報提供いたしますのでご了承ください。なお、医療機関名、個人に関する情報等は特定できないよう配慮いたします。
- ・ アウトブレイクの発生(疑い)事例については、保健所へご相談ください。

事務局使用欄

受付番号

医師会受付

月 日

看護協会受付

月 日

委員受付

月 日

## 4 院内感染対策の参考となるホームページの紹介

- ・愛知県医療安全支援センター

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/0000024491.html>

愛知県が医療法第6条の13に基づき医務課内に設置し、患者や家族からの医療に関する困りごとや苦情相談に対応するとともに、医療の安全の確保に関する情報提供等も行っています。

- ・厚生労働省

(医療安全対策)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/i-anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/i-anzen/index.html)

(新型コロナウイルス感染症 — 自治体・医療機関向けの情報一覧)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00088.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html)

- ・国立感染症研究所 感染症疫学センター (IDSC)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

- ・JANIS (院内感染対策サーベイランス)

<https://janis.mhlw.go.jp/> \* トップページ > 資料

- ・国立研究開発法人 国立国際医療研究センター (NCGM)

<http://www.ncgm.go.jp/>

- ・CDC (Centers for Disease Control and Prevention)

<https://www.cdc.gov/>

## 院内感染ネットワーク委員会委員

委員長  
委員

三嶋 廣繁	愛知医科大学病院
天野 哲史	碧南市民病院
石川 清仁	藤田医科大学ばんだね病院
大野 誉子	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
須川 真規子	公立陶生病院
中村 敦	名古屋市立大学病院
福原 順子	独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院
舟橋 恵二	愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院
三宅 喜代美	医療法人偕行会在宅医療事業部
八木 哲也	名古屋大学医学部附属病院

(敬称略五十音順)

令和7年度 愛知県院内感染ネットワーク  
報告書

令和8年3月31日 発行

公益社団法人 愛知県看護協会

名古屋市北区大曾根三丁目17番20号 〒460-0825

TEL 052-908-8824

FAX 052-908-8353